

議員提出第2号議案

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

刑法等の一部を改正する法律及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

改正後	改正前
〔 令和4年12月23日 島根県条例第47号 〕	
目次 〔略〕	目次 〔略〕
第1条 〔略〕	第1条 〔略〕
(定義)	(定義)
第2条 〔略〕	第2条 〔略〕
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕
4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。第21条において「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。	4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
5～9 〔略〕	5～9 〔略〕
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。	10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
11～13 〔略〕	11～13 〔略〕

第3条～第11条 [略]

(利用及び提供の制限)

第12条 [略]

2～4 [略]

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項～第12条第2項第1号	[略]	[略]
第39条第1項第1号	又は第1項及び第2項に違反してるとき	第12条第5項の規定による適用する部分に限る。)の違反してるとき、番号利用法の規定に違反して収集され、若しくは保管しているとき、又は番号利用法の規定に違反して作成された特定個人情報(番号利用法第2条第10項に規定する個人情報ファイルをいう。)に記録されるとき
第39条第1項第1号	[略]	[略]

第3条～第11条 [略]

(利用及び提供の制限)

第12条 [略]

2～4 [略]

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項～第12条第2項第1号	[略]	[略]
第39条第1項第1号	又は第1項及び第2項に違反してるとき	第12条第5項の規定による適用する部分に限る。)の違反してるとき、番号利用法の規定に違反して収集され、若しくは保管しているとき、又は番号利用法の規定に違反して作成された特定個人情報(番号利用法第2条第9項に規定する個人情報ファイルをいう。)に記録されるとき
第39条第1項第1号	[略]	[略]

1 項 第 2
号

第 13 条～第 16 条 〔略〕

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 〔略〕

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 〔略〕

(2)・(3) 〔略〕

3 〔略〕

第 18 条 〔略〕

(開示請求権)

第 19 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、_____自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下_____「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下_____「開示請求」という。）をすることができる。

第 20 条～第 31 条 〔略〕

(訂正請求権)

第 32 条 〔略〕

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 〔略〕

1 項 第 2
号

第 13 条～第 16 条 〔略〕

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下_____「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 〔略〕

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生_____に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 〔略〕

(2)・(3) 〔略〕

3 〔略〕

第 18 条 〔略〕

(開示請求権)

第 19 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第 49 条において「開示請求」という。）をすることができる。

第 20 条～第 31 条 〔略〕

(訂正請求権)

第 32 条 〔略〕

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第 49 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 〔略〕

(訂正請求の手続)
第 33 条 〔略〕
2 〔略〕
3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 34 条～第 38 条 〔略〕

(利用停止請求権)
第 39 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
(1)・(2) 〔略〕
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。
3 〔略〕

(利用停止請求の手続)
第 40 条 〔略〕
2 〔略〕
3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 41 条～第 47 条 〔略〕

(適用除外)
第 48 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(訂正請求の手続)
第 33 条 〔略〕
2 〔略〕
3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 34 条～第 38 条 〔略〕

(利用停止請求権)
第 39 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
(1)・(2) 〔略〕
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第 49 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
3 〔略〕

(利用停止請求の手続)
第 40 条 〔略〕
2 〔略〕
3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 41 条～第 47 条 〔略〕

(適用除外)
第 48 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 49 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第 50 条～第 53 条 〔略〕

第 54 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 57 条・第 58 条 〔略〕

附 則 〔略〕

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 49 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第 50 条～第 53 条 〔略〕

第 54 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役___又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役___又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役___又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 57 条・第 58 条 〔略〕

附 則 〔略〕

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条第 10 項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）及び第 12 条第 5 項の改正規定（同項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第

2条第10項」に改める部分に限る。) 令和7年4月1日
(2) 第54条から第56条までの改正規定及び罰則の適用等に関する経過措置 令和7年6月1日